

逗子市池子接收地返還促進市民協議会

令和6年度第1回役員会会議録

日 時 2024年(令和6年)4月30日(火) 18:00～19:16

場 所 市役所4階 全員協議会室

出席委員 勾坂会長、最首副会長、伊藤委員、平井委員、石井(伸)委員、石井(達)委員、高橋委員、宮川委員、矢島委員、石委員、内田委員、岸原委員、石原委員、菊池委員、清水委員、斎藤委員、長沢委員、矢野委員、里見委員
(オンライン出席者) 徳本委員

事 務 局 仁科経営企画部長、米山経営企画部参事(秘書・基地対策担当)、基地対策課 増田、城崎

傍 聴 者 なし

議 題 1 令和5年度事業報告(案)及び収入支出決算(案)について
2 令和6年度事業計画(案)、収入支出予算(案)及び年間活動スケジュール(案)について
3 その他

配付資料 会議次第
資料① 令和5年度事業報告(案)
資料② 令和5年度収入支出決算書(案)
資料③ 令和6年度事業計画(案)
資料④ 令和6年度収入支出予算書(案)
資料⑤ 令和6年度年間活動スケジュール(案)
資料⑥ 令和5年度要請活動記録(未定稿)
資料⑦ 役員名簿
資料⑧ 逗子市池子接收地返還促進市民協議会会則

開 会

事務局： それでは定刻となりましたので、ただ今から令和6年度逗子市池子接收地返還促進市民協議会第1回役員会を開催させていただきます。

本日は現時点で17名の委員の出席をいただいております、これからあともう3名ほどいらっしゃると伺っておりますが、半数以上の委員が出席されていますので、会則第10条第2項により本会議は成立しております。

事務局： 初めに、本年4月11日付、市議会議長の就任に伴いまして、本協議会の会長として勾坂祐二会長が新たに就任されましたので、ご紹介をさせていただきます。

会 長： 皆様こんばんは。この度会長に就任いたしました。市議会議長の勾坂と申します。皆様方のお力添えをいただきながら、本協議会の運営に全力を尽くしてまいる所存でございますので、皆様方におかれましては、ご指導ご鞭撻のほど賜りますよう、よろしくお願いいたします。

事務局： 続きまして、前回の役員会の時より変わられた委員さんがいらっしゃいますので、

ご紹介させていただきます。

《逗子市 PTA 連絡協議会の伊藤愛委員、逗子市小中学校校長会の内田源一郎委員、逗子文化協会の石原明子委員ご紹介》

続いて、4月1日付けで事務局職員の異動がありましたので、報告させていただきます。

《事務局職員の紹介》

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。(資料の確認後)配付漏れはございませんでしょうか。3月1日に開催された第3回役員会でご発言をされた方には、今まだ作成途中ではありますが、会議録(案)も机上に配付しておりますので、ご確認をお願いします。5月15日頃までに修正等がございましたら、事務局までご連絡をいただければと思います。

それでは、以降の進行につきましては、勾坂会長にお願いいたします。

会 長： あらためまして、皆様、こんばんは。本日はお忙しい中、市民協の令和6年度第1回役員会にご出席いただき、ありがとうございます。

早速ですが、会議を始めさせていただきます。会議が円滑に運営できますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

本日は、皆様に令和5年度事業報告及び収入支出決算と、令和6年度事業計画案及び収入支出予算案等についてご審議いただくわけですが、今年度の活動につきまして決定していただくこととなりますので、皆様の忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。

議題に入る前に、前回第3回役員会以降の活動について事務局から報告してもらいます。

事務局： 第3回役員会以降の動きについて事務局から報告をさせていただきます。以前この役員会でも話題になりましたが、市役所の壁に懸垂幕を設置しております。ご覧になった方もいらっしゃるかと思いますが、「池子全面返還は市民の願い 40ヘクタール返還の早期実現を」ということで、数年前までこの懸垂幕を掲げておりました。近年、懸垂幕の予算がないという状況が続いておりましたが、令和5年度でこの予算が付きまして、今ちょうど設置をしております。2枠しかないものですからそれぞれ他のものを掲げるときには、下ろさないといけないのですが、掲げられる限りは掲げていければと考えております。

前々回に少しご報告したかもしれませんが、池子米軍住宅地区の中で生活支援施設の工事が少しずつ行われているところです。この5月以降に、工事が本格化するというので、大型車両が通ることも想定されますので、南関東防衛局と私とで、3月に池子の住民協に、4月には沼間の住民協に説明をさせていただいております。ものすごく台数が増えるということではないと聞いておりますが、国が行う工事ということもありますので、逗子警察署にもご相談をさせていただきながら、念には念を入れてということでご説明に上がっている状況です。やはり通学の時間帯を避けてほしいというようなご要望があったり、南関東防衛局としてもある程度ダンプなどは時間を分散して運行しようと考えておりますので、何かお気づきの点があれば、南関東防衛局、

もしくは基地対策課の方にお話をいただければと思います。

確か11月ぐらいにも話題になったかと思いますが、PFASという有機フッ素化合物の関係で、令和4年度に、逗子市は、県が地下水の調査をしており、基準値内だったという結果が出ています。令和5年度については、田越川の渚橋付近を県が調査をしておりまして、この3月19日頃に、そちらも基準値内という調査結果が県のホームページに掲載されております。これで全て安心というわけではないかもしれませんが、高い数値が他の県内各地で出ているところもありますので、逗子市については、今のところ基準値内だったということを確認しております。

生活支援施設を建設しているということがありますので、3月26日には市議会議員の皆さんが池子の米軍家族住宅地区の視察をされました。

3月に池子支所長さんが交代して、現在はテイラー・レイチェルさんという女性が支所長になられています。

3月21日には、南関東防衛局に要請活動に行きまして、その内容は、先ほど申し上げた通り未定稿という形ですけれども、我々が出した要望に対する回答は、南関東防衛局からいただいております。議事録は、この後にまだ質疑がいくつかありますが、ただ今作成中ですので、しばらくお待ちいただければと考えております。

3月21日の午後は霞が関の議員会館に行きまして、甘利衆議院議員、山本衆議院議員、浅尾参議院議員に、要請書をお渡ししました。これまでコロナということで、この要請活動が、会長と事務局という形でしたけれども、久しぶりに委員の方にも何人か来ていただいて、ご協力をいただきましてありがとうございました。

報告は以上です。

会 長： 今、事務局から報告事項がありましたが、これにつきまして何かご質問はありますでしょうか。

はい、長沢委員。

長沢委員： 池子の住宅の関係で、工事に入るとあったけれど、どのような工事があるのかという資料が、もしあるならば、配付していただければと思います。

それと、予算が分かるもの、市ではなくて、米軍の関係、防衛省もそうだけれど、どのくらいかかっているかというのも、市議会には出ているのですが、我々も認めて来たわけですから、当初の予算と比べてどうなのかということも、やはり市民には知らせていただきたいと思いますので、ぜひそういうものは出していただきたい。まずは口頭でもいいので、その後で出していただければと思います。

会 長： はい、事務局。

事務局： 今日は資料を持ち合わせていないのですが、工事の内容としては今ある消防署がかなり手狭だと。全体的に生活環境の向上ということになるのですけれども、手狭ということと、分散化されているということがございまして、それを改善するための工事ということになっています。令和3年から、消防署を最初に移設しようということでやっていたのですけれども、埋蔵文化財の工事がかなり長い間、令和3年、4年、5年とやっているような状況でして、もう本来であれば、消防署が建ち上がっていてもいい頃なのですが、まだできていないという状況です。その他には修繕用作業所、ス

スポーツ施設、大きなスポーツ施設というよりジムの様なものですね。そういったものを、これから建設しようとやっているとあります。あとはこれが最後になるかと思うのですが、今もレストランとかコンビニ程度の買い物をする場所があるのですけれども、その辺を取り壊して新たなものを作るのはまだ設計中と聞いておりますので、いつできるのかというのはまだ分からないところです。

予算等は国からいただいている資料等もありますので、今日はお示しができないですけれども、もしよろしければ次回等で、お示しできればというふうに考えております。

会 長： 長沢委員、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

長沢委員： 引き続きすみません。一昨年の7月に起こりました逗子海岸の米兵による傷害事件の関係なのですけれども、裁判が始まっているようですね。民事裁判が先でしたけれども、刑事裁判も、こういったような状況かわかる範囲でいいので、報告をしていただきたいと思います。

会 長： はい、事務局どうぞ。

事務局： 民事裁判と刑事裁判がいよいよ始まったということですので、私も全て傍聴できているわけではなく、まだ情報収集もできていないところですが、民事裁判の方は裁判の中ではそんなに議論されないまま、本当に3、4分で終わってしまっているという状況です。その中では弁護士同士でいろいろやっているのだと思いますけれども、その辺が全然見えてきていません。刑事裁判の方も、この3月、4月にも行われておりますが、今は証言、防犯ビデオに映っていたものを見せたりという作業のようなことが随時行われていて、だいたい2週間に1回ぐらいの頻度で刑事裁判が行われているという状況です。資料などの情報をまだ収集はできていませんが、市としてはこの裁判の推移を見守っていく考えでおります。

会 長： 他はよろしいでしょうか。なければ報告事項の質疑の方は終わりたいと思います。

会 長： それでは、議題1「令和5年度事業報告（案）及び収入支出決算（案）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、お手元の資料①「令和5年度事業報告（案）」をご覧ください。令和5年度に実施しました事業につきましては、記載のとおりでございます。

逗子市池子接收地返還促進市民協議会

令和5年度事業報告（案）

1 第1回役員会 令和5年4月26日（水）

報告

- （1）令和4年度国への要請活動の結果について（報告）

議題

- （1）令和4年度事業報告について
- （2）令和4年度収入支出決算について
- （3）令和5年度事業計画（案）について

- (4) 令和5年度収入支出予算(案)について
- (5) 令和5年度年間活動スケジュール(案)について
- (6) その他

2 令和5年度研修会 令和5年5月29日(月)ー雨天のため中止

3 第2回役員会 令和5年11月17日(金)

議題

- (1) 令和6年度予算要求に係る事業計画(案)及び収入支出予算(案)等について
- (2) 令和5年度予算の流用について
- (3) その他

4 マンガ『一緒に学ぼう!池子の森』を市内公立中学校1年生へ配布

令和5年3月14日(火)

5 第3回役員会 令和6年3月1日(金)

議題

- (1) 令和5年度国への要請活動について
- (2) その他

6 令和5年度要請活動 令和6年3月21日(木)

・菊池会長はじめ総勢7名の委員で、午前は南関東防衛局長へ(横浜)、午後は議員会館(霞が関)において、甘利明衆議院議員、山本朋広衆議院議員、浅尾慶一郎参議院議員に対して、池子接收地の返還に関する要請活動を実施

□次の要請先へは要請書を郵送

内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、環境大臣、防衛大臣

駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、在日米海軍横須賀基地司令官

* 令和5年度収入支出決算 監査

- ・令和6年4月22日(月)

事務局： 続きまして、令和5年度収入支出決算書についてご説明いたします。お手元の資料

②「令和5年度収入支出決算書(案)」をご覧ください。

それでは、内容を個別に説明いたします。収入の部につきまして、科目1市補助金115,000円の収入がありました。科目2雑収入については、預金利子を1,000円見込んでおりましたが、収入がありませんでしたので、当初予算額116,000円に対し、収入済額は115,000円となります。

次に、支出の部についてご説明いたします。

まず、科目1事務費につきまして、当初予算額16,000円に対し支出済額6,125円となっております。内訳につきましては、(1)需用費1消耗品費は、事務用品代とし

て支出済額 5,795 円となっております。(2) 役務費は、7,000 円を科目 2 事業費 (3) 使用料及び賃借料へ流用し、バス借り上げ料の振込手数料として 330 円を支出しましたので、不用額は 2,670 円となっております。

続いて、科目 2 事業費につきまして、当初予算額 95,000 円に対して支出済額 100,610 円となっております。内訳につきましては、(1) 報償費は、昨年度は研修が中止となり使用しなかったため、全額 30,000 円を科目 2 事業費の (3) 使用料及び賃借料へ流用しました。(2) 需用費 1 消耗品費で、用紙購入代として 9,240 円を支出しました。(3) 使用料及び賃借料では、当初予算額 55,000 円に対し、科目 1 事務費 (2) 役務費と、科目 2 事業費 (1) 報償費からの流用額 37,000 円を合算し、予算現額 92,000 円となりました。そこから、要請活動の際のバス借り上げ料、有料道路通行料として、91,370 円を支出しました。

科目 3 予備費につきましては、昨年度は執行がありませんでした。

以上により、当初予算額 116,000 円に対し支出済額 106,735 円となり、収入済額 115,000 円から支出済額 106,735 円を差し引いた 8,265 円は、全額を市に返納いたしました。以上で説明を終わります。

会 長： ただ今事務局から報告がありましたが、質疑の前に監査報告を行います。なお、監査は去る 4 月 22 日 (月) に斎藤監事により実施いただいておりますので、斎藤監事よりご報告をお願いいたします。

斎藤監事： 斎藤でございます。よろしくお願いいたします。それでは、監査報告をいたします。令和 5 年度収入支出決算書 (案) の一番下の個所をご覧ください。

「本協議会の令和 5 年度収入支出決算について、会則第 8 条第 4 項に基づき、去る 4 月 22 日、市役所において事務局立会いのうえ、監査を行い、帳簿、伝票、通帳など関係書類を厳正に審査した結果、会計処理は適正に行われていたことをご報告いたします。

令和 6 年 4 月 22 日 監事 斎藤直美」

会 長： ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。ご質問等がありましたら、お願いいたします。

会 長： よろしいでしょうか。ご質問、ご意見なければ本件の承認についてお諮りいたします。議題 1 「令和 5 年度事業報告 (案) および収入支出決算 (案) について」は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

会 長： ご異議なしと認め、原案通り承認することに決定いたしました。

会 長： 続きまして、議題 2 「令和 6 年度事業計画 (案)、収入支出予算 (案) 及び年間活動スケジュール (案) について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは令和 6 年度事業計画 (案)、収入支出予算 (案) 及び年間活動スケジュール (案) についてご説明いたします。

まず、お手元の資料③「令和 6 年度事業計画 (案)」をご覧ください。それでは、全文を朗読いたします。

逗子市池子接收地返還促進市民協議会 令和6年度事業計画（案）

市、市議会、本協議会の三者が一体となり、全市民一丸となった返還運動を展開し、国営自然公園の誘致等の運動を展開していく。

1 事業方針

- （１）池子接收地の全面返還を基本としつつ、当面、市と連携し共同使用地（約 40 ヘクタール及び医療センター進入路）の返還を目指す。
- （２）共同使用にあたり、池子の森の保全に協力する。
- （３）池子住宅地区の居住者との相互理解に努める。
- （４）市民への P R 活動を推進する。
- （５）跡地利用としての国営公園の誘致を目指す。
- （６）国有財産法に基づき返還国有地の処分がなされる場合であっても、無償による譲渡等の措置を講ずるよう国へ求めていく。
- （７）軍転法に関して、逗子市への適用に向けて活動してきた歴史を学び今後の活動に活かす。

2 推進方法

- （１）会議の開催
役員会等を開催し、市、市議会と共に返還に向けた活動について協議をしていく。
- （２）要請、陳情
事業方針達成のため、政府関係機関及び国会に対して要請、陳情を行う。
- （３）P R 活動
本市の基地問題についての現状やこれまでの経緯及び本協議会の活動について、市民に広く P R 活動を行う。
- （４）顧問の招聘
県内選出国會議員を顧問として招聘する。
- （５）研修会・視察等の実施
米軍施設・区域、共同使用地等の視察や、講師を招いての研修会などを実施する。

事務局： 続きまして、令和6年度収入支出予算書案について説明いたします。お手元の資料

④「令和6年度収入支出予算書（案）」をご覧ください。

内訳をご説明しますと、まず収入ですが、科目1市補助金(1)市補助金につきましては前年同様115,000円を計上しました。科目2雑収入につきましては、預金利子として1,000円を計上しました。収入の合計額は116,000円となります。

続きまして、支出についてご説明します。科目1事務費につきまして、11,000円を計上いたしました。内訳として(1)需用費の1消耗品費として、事務用品代等6,000円を、(2)役務費につきましては会議開催通知等の郵便料、切手購入代として5,000円を計上いたしました。昨年度より5,000円減額しておりますが、開催通知等をメールで送ることが増えたためとなります。

次に、科目2事業費は、100,000円を計上いたしました。内訳として(1)報償費につきましては謝礼として35,000円を、(2)需用費1消耗品費につきましては、紙代として10,000円を計上いたしました。報償費については、講師への謝礼を増額するため、昨年度から5,000円増額となっております。(3)使用料及び賃借料は、要請活動・視察等の際のバス借上料等として55,000円を計上いたしました。

科目3の予備費につきましては、5,000円を計上いたしました。

以上、支出の合計は116,000円となります。

次に、本年度の年間活動スケジュール案についてご説明いたします。お手元の資料⑤「令和5年度年間活動スケジュール(案)」をご覧ください。

ご覧いただきますと、まず、会議につきましては、令和5年度の決算監査を4月22日に開催したところです。

役員会につきましては、第1回役員会を本日開催しているところであり、第2回を10月頃に開催し、本協議会にかかる次年度の予算要求の案等について、ご報告させていただく予定です。

また、研修会は5月に、昨年は雨のため中止となってしまった、池子の森においてのホタルの観察会を予定しております。以前ご意見を頂戴しましたが、もし、今年も中止となってしまった場合は、日にちをあらためて、別の研修会を実施したいと考えております。研修内容につきましては、皆様からご提案いただければと思っております。

第3回役員会は1月頃に開催し、国への要請活動の要請文案について審議していただく予定です。

年明け2月には、国への返還要請活動を予定しております。

なお、今年度は、団体選出の役員改選が、11月に行われます。10月頃に次期委員の方の推薦依頼をお送りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で事務局からの説明を終わります。

会 長： それでは、ただ今の説明にご意見、ご質問がありましたらお願いします。

はい、里見委員をお願いします。

里見委員： 市民委員の里見です。まず一点事務局長にお詫びを申し上げたいのですが、私はこの協議会は3回目になりますけれども、1回目、2回目の会議で、会議の議事録の送付が遅いと、大変失礼なことを申し上げました。私、民間企業にどっぷりつかっていた気持ちが忘れられずにそういうことを言ってしまいましたけれども、改めてこの協議会で、事務局長のお立場、それから市役所の公務の多忙さを見たときに、やはりこれだけの人員で、これだけの議事録を作るのは大変な作業だなと改めて分かりまして、今日いただいた議事録に活字になってしまっておりますけれども、私はそういう

意味では、民間企業の頃の気持ちが抜け切れていないということで、事務局長のお立場を分からなくて、失礼なことを申し上げたことをまずお詫び申し上げたいと思います。

それからもう一点は、事業計画で前回もお願いをしましたが、この協議会委員メンバーで、接收地をとにかく見させていただきたい。これについては、今回事業計画(案)にこのような活字で出ておりますので、ぜひ実現させていただきたいと思っております。桐ケ谷市長の「現場第一主義」、全くこれですね。私も民間企業に生きてまいりましたけれども、桐ケ谷市長は大変立派な方だと思っております。民間企業の経営者として「現場第一主義」を大事にされて、市長になっても、これをずっとモットーにされています。私達協議会が、未だに接收されている土地自体を見たことがない、これを机上の論理で議論をしていて良いのか。要するに、見たい、知りたい、そこからどう学んでいくか、このことを知りたいわけです。私は池子に住んでおりますけれども、池子の神明社の境内には、皆さんご覧になっていると思いますが、明治十年会の記念碑があります。あの無念さは、私達全員で共有するものだと思っております。ぜひ近日中に現地を見せていただきたいと思いますと思っております。

あと軍転法について、これは長くなりますので、他の方の意見がなければ、ぜひこれで発言をさせていただきたいと思っておりますが、一旦この2点で打ち切りをさせていただきます。

会 長： はい、ありがとうございます。ご意見としてよろしいですか。事務局の方からお願いします。

事務局： まず議事録については、前回ご指摘をいただきまして、遅い部分がありましたので、前は速報という形で一度まず送らせていただきました。要請活動についてはなんとか今日に間に合うような形で配付をさせていただいたところです。

視察の件でございますけれども、前回の議事録をもう一度読みますと、この協議会で中に入ったこともあると聞いておりますが、今はなかなか厳しいですね。先ほどご説明させていただいた通り、3月26日に市議会議員の方たちが入られました。勾坂会長も含めて入られたのですけれども、これも2年位かかってようやく入ることができたところでございますので、目的などをしっかり作って、まずは国に話をするのが第一歩と思っています。前回お話がありましたので、こういったご意向があるということは既に南関東防衛局に伝えておりますけれども、まだそれ以上何か動いているというものではございませんので、皆さんがそういったご意向があるということであれば、話としてはもちろん上げていくようにしたいと思います。

会 長： 他にご質問ありますか。長沢委員、お願いします。

長沢委員： 質問じゃなくても良いですか。

会 長： はい、良いです。

長沢委員： 事業計画と関係するかと思いますけれども、市民へのPR活動はいろいろ考えられると思いますが、まず池子ということで、共同使用地の中にあるビジターセンターに我々の活動について、市民協で配布物や資料を作ってきていますので、そういったものを置くとか、ビデオ・映画が、古いけれどあると思うので、流すとかそういった

PR ができないか。市民だけでなくそこを訪れた人にも見てもらえるのではないかと、そういったことを考えたらいいいのではないかとというのがまず1点。そういう話をしていたら、市役所の1階にあるモニターに映したらいいのではないかとという人もいるので、そういったものは追々考えていただけたらと思います。ホームページの関係もあるかと思います。

もう1点は、三浦半島全体としての国営公園化ということについて、県が主催という形で年に1回か2回会議を持たれているが、そういったものがどのような状況なのか。要するに返還ということではなく、全体として、池子も含めて公園化していく。それを実現するためには返還が必要だというようなこともできると思うので、基地対策課の関係というだけではなく、緑政課や他都市との関係も含めて、活動を進めていただきたいと思います。以上2点です。

会 長： はい、ありがとうございます。事務局、いかがですか。

事務局： まず1点目ですね。ビジターセンターは、ご存じでいらっしゃると思いますか。池子側の踏切の方から入って行ってトンネルを抜けて、少し行ったところの右側にトイレなどがあるのですけれども、その1室をビジターセンターと呼んでおります。そこに生き物の展示や池子の歴史などの展示をしている場所があるのですけれども、そこに市民協の活動のビデオや活動の記録といったものを、ということだと思います。もちろんご存じだとは思いますが、今はまだ共同使用地ということになっています。逗子市が40ヘクタールの公園の管理をしておりますが、まだ完全に返還になったわけではないという状況でございますので、そこで何かを行う場合には一応米軍にもお伺いを立てないといけないという状況は残っております。完全に自由になっているわけではないというところですね。全面返還というのが、米軍と相反するような感じにはなっていませんので、ビジターセンターのところで良いと言ってもらえるかどうかはわかりませんが、そこは機会を捉えてこういった活動をやっているということも理解をしていただきながら、何か展示物等ができるかどうか探っていければというふうに思います。

もう一つ、三浦半島国営公園ですね。確かに三浦半島で国営公園の誘致をしようという活動を、市では緑政課がやっています。いくつかあるのですが、本丸は、大楠山を国営公園にしようという動きで、もう20年近くやっているのではないかと思います。その中で連携していく地区ということで、三浦の小網代の森ですね。それから、この逗子・葉山の二子山の地区を連携していこうという話になっています。今この神武寺、池子地区については、将来位置づけを協議する地区となっています。元々逗子市としてはこの池子を本丸にしたいという意向もあったようですけれども、三浦半島全体という協議の中で、大楠山になっているということですので、返還の実現が見えてくるようなときには、そういった国営公園の誘致ということも併せて考えていくということかなと。今は全体としての動きは大楠山に国営公園をとという動きになっておりますので、時期を捉えて、池子もあるということを話していくのかと思います。最近どういう活動をしているかについては把握をしていなくて、コロナ前は横浜駅近辺やそごうの地下のところで、三浦半島国営公園の誘致活動もやっていたかと思います。

が、コロナになってからは把握していないので、また次回等で何か進展があればお話しさせていただきたいと思います。

会 長： はい、里見委員をお願いします。

里見委員： 今回の件の関連で質問いたします。この件についても大変長い歴史のある問題だと思います。委員になる前に調べられる議事録をずっと見てまいりました。公園化構想で、平成 23 年の協議会で、そのときの事務局長が、全面返還で国営公園を誘致するといっても、逗子市単体では非常に難しいと率直に述べられています。一方で、今お話があった、神奈川県と三浦半島広域の自治体で広域の自然公園の誘致をしようということ、さらにはそのことについて逗子市の総合計画にもうたっているわけですね。私はその延長線上であると見ています。ただいわゆる期成同盟会の中で、歴代の市長が言われた池子の森と神武寺は、将来協議をするという構想。これをぜひせめて 2 点目の本丸に格上げをして、一緒に協議をしてもらいたいです。さらには、地元選出の県会議員も会議のメンバーですので、会議の中でそういう発言をされています。昨年 5 月に神奈川県の現職の参事が、ある団体の会合でこの公園化構想について講演されました。そのとき言われたのが、池子の森は 3 番目ということです。ということは、1 年間全然進展がないということです。そういうことは、私達市民協議会の方に、その時々進捗状況や現状を、周知していくことが必要ではないかと考えます。これは大変古い問題で、逗子市ができ、さらに昭和 51 年から協議されてきました。そして大変不幸な時期でありました 10 年間の三島市長、富野市長も自然公園化構想をうたっているわけです。これは逗子市民共通の課題だと思っています。そのためには、今の動きというものを適時的確に捉えていかななくてはならないと。さらに付け加えますと、湘南国際村、これは A、B 地区含めて開発が終わっています。B 地区と言われる、A 地区以外の 112 ヘクタールを大手ディベロッパーが開発を断念して神奈川県に無償で返しました。これが 2010 年です。それ以来県有地になっているわけです。私はよく子安の里に行きますので、そのときに壮大な森を見ているのですが、神奈川県ではいろいろな審議会を通じて、めぐりの森として、有識者を含めて地道な活動を続けています。湘南国際村めぐりの森といって、22 世紀型の森林再生事業です。実はこのめぐりの森を湘南国際村の基本計画に、先ほど言われた広域の国立自然公園の中に組み入れていこうという考えがあるのですね。そうすると、優先順位が大楠山、ここの地区、これらが、重点的に手が挙げられていくのではないかと危惧しております。池子は、政治的に大変な難しい問題をはらんでいるわけですから、ますます私達の考えが遠ざかってしまう、こういう危機感も持っています。従って、ぜひそのことを含めて、公園化構想の進捗状況も正しく協議会の中にお伝えをいただく、こういったことが必要ではないかと思ひまして質問をさせていただきました。

会 長： 事務局よろしいですか。

事務局： はい。

会 長： ご意見ありがとうございます。

会 長： 他にご意見ありますでしょうか。はい、伊藤委員どうぞ。

伊藤委員： 久木小学校で PTA の役員をしております、逗子市 PTA 連絡協議会から今年委員に

手を挙げさせていただきました伊藤と申します。

感想ではなくて、質問です。共同使用地ということで、3年前に勾坂会長が逗子市PTA連絡協議会にいらしたときに、試験的に平日の水曜日は池子の森を市民に開放しようということで、逗子市PTA連絡協議会から要望書を出して、緑政課に受理していただきました。私は久木小学区で子育てをしておりますので、水曜日に子ども達が嬉しく遊ばせてもらっていることをすごく喜んでいる一人の母親なのですが、この夏から久木小学校では、校舎の改修工事が始まり、子ども達が遊ぶことができるグラウンドが6年間なくなるのですね。子どもが外で思いきり走れる場所がない中で、この水曜日の池子の森を、どうか平日放課後だけでも開放していただけないかという要望書を出そうという声が、子育て世代の親達の中であります。通るか分からないけど、とにかく書いてみよう。そのくらい6年間子どもが走れる場所なくなるということに、危機感を感じている親が多いのですね。久木小学校から5分の距離にある池子の森の開放を、せめて検討していただけないかという要望書を書こうということで、皆さんが長い歴史をかけて取り組んでこられた返還についても勉強させていただこうと思って今日ここにいます。現役子育て世代の親達にとっては返還というのはちょっと遠い言葉に感じている人が多いと思います。池子の森の共同使用の時間をもう少し市民に広げてもらえないかという思いがあることを、例えばこの場所で皆さんに相談したらよいのか、それとも要望書を書いて緑政課に持っていくものなのか。そもそもその関わり方も分かりませんが、そのような思いを持つ市民がいるということで、教えていただけたらと思います。

会 長： 事務局、お願いします。

事務局： そうですね、この場でというのは、どうでしょうか。米軍の問題というよりは、私が思うには市の課題なのかなというふうに思います。元々平成26年に共同使用が始まって、翌平成27年にスポーツエリアが開園し、その次の年の平成28年に緑地エリアがオープンしています。自然が豊かなところだということで、あまり人が多く入ってしまうと、その自然が壊れてしまうという考えのもと、最初は土日祝日に限りオープンをしていたということです。平日も入りたいという要望があって緑政課の方で検討して水曜日に入れるようになったということです。この協議会でというよりは、久木小学校の改修というのも含めて緑政課にお話をいただいた方がいいのかなと思います。

伊藤委員： 引き続き勉強させていただきながら、緑政課と対話ができればと思います。

会 長： ありがとうございます。他にご質問ありますか。はい、石井委員。

石井(達)委員： 久木住民協の石井です。初歩的な質問で恐縮ですが、逗子市の米軍住宅、米軍施設、その一方で横須賀にも米軍関係があると思うのですが、横須賀のスタンス、横須賀との連携、情報交換はやっているのでしょうか、これが一つ。もう一つは、本当に初歩的ですが、逗子市に住まわれている米軍関係者の人数は、何%くらいいるのかを知りたい。また、池子住宅地区の中にいる人、アーデンヒルなど他のところにいる人、頭の中に入っていないので、その割合を知りたい、これが2点目です。

会 長： 事務局、2点お願いします。

事務局： まず横須賀市との連携については、何年か前までは話をしたりということはありませんでした。神奈川県と横須賀市の関係市が8市あり、そこで同じ土俵に立って県が中心となり返還を求めているという場に横須賀市もいたことで、その場で一緒に議論をする機会がありました。ここ最近については、横須賀市が脱退してしまったので、今はそういう機会がなくなってしまう、横須賀市の方と最近何か連携してやっていることはありません。ただ、池子住宅地区の方は横須賀基地に通われているという状況がありますので、今後は少しお話をしたいと思っておりますが、なかなかできていないという状況です。

石井(達)委員： 同じ根っこのベースの方を対象としていますから、情報交換あるいは一緒にやるのが重要なのではないのでしょうか。

事務局： 連携、連絡を取ってみたいと思います。住民の米軍関係者の数ですけれども、まず池子住宅地区にどれくらいいるかについては、近年、公表がされていない状況です。以前から3,000人程度というふうに言われていますけれども、おそらく3,000人弱というところが今いらっしゃる数なのかなと。ただこれは全国的に、各米軍基地が公表しているものではないので、おおよそこれぐらいかなと推測をしている感じです。市内に住んでいる米軍、確かにアーデンヒルなどに住んでおられると聞いておりますが、正確な数は把握できていません。これは宿題にさせていただいて、わかるものなのかどうかというところも含めて確認してみたいと思います。米軍の方の奥様が日本人の場合、住民登録をすることはあるのですけれども、ただ、その数だけというわけでもないと思いますし、そこははっきりとは承知をしております。

石井(達)委員： 市のガバナンスを考えると難しいのかもしれませんが、人数を把握しておいた方がいいのではないのでしょうか。

事務局： そうですね。

会 長： ありがとうございます。はい、菊池委員どうぞ。

菊池委員： 先ほどの逗子市PTA連絡協議会の伊藤委員のお話は、共同使用に関わる話かと思いますが、私は以前から市民協の中で、全面返還という大前提、一番大きな目標はもちろん大事ですが、一番目の前にあるのが、市民が共同使用できている森でありスポーツ施設で、それをさらに進めていく。返してくれなくても、せめてもっと逗子市民が使えるように、毎日のように逗子市民が使っているという絵が本当は地道な手段としてあるという発言をさせていただいています。なので、やはり先ほどの久木小学校の話は、米山参事が状況をお分かりだから細かい話になっているかもしれませんが、やはり市民協の動きとして、もっと市民に共同使用してもらい、共同使用を経験してもらい、共同使用地にも行ってもらうことが僕は大事だと思っています。池子返還の市民協の運動を盛り上げる以前に、池子がどういうところか分かっていない、森も非常にいいところであるし、立派なスポーツ施設もあるのに行ったことのない市民、あるいはほとんど行ったことがないのは非常にもったいないので、やはり多くの市民に行ってもらい、共同使用地を経験・体験してもらうことが大事だと常々思っています。オープンできる日にちをもっと平日にも増やしてほしいということは常々思っているところですが、自然に対するインパクトとは少し話の角度が違うので、気持ちとし

てはあります。あとスポーツ施設に関しても米軍優先の使用の中で、もう少し何とかならないかということは、要請活動でも申し上げました。まずその辺のことは誰とお話したらいいかわからないのですが、イケゴヒルズの人達と話ができないのでしょうか。共同で一緒に使用しているので、池子支所と逗子市の上の方が調整しながら使用させていただいているのでしょうか、実際に使っている我々としても、彼らとじかに話ができたらいいいのではないかな。もちろん接收地の中で。ここまで言えばわかっていただけのしょうけれど、接收地に入る理由がなくてはならないので、彼らも親善交流という一つの大テーマを持っていますので、過去に市民協が入れたのも、親善交流という建前があつてのことでしょう。あちらに行って返還運動の団体というものを全面的に出したら当然相反する立場になってしまうから、そんな人達入れたくないですね。事業方針の一つに「池子住宅地区の居住者との相互理解に努める。」ということがあります、向こうの人達に言わせればそれが親善交流でしょうし、具体的に言えば共同使用について彼らと懇談したいと思います。共同使用をもっと逗子市民が使いやすいようにしてほしいという目的もありますし、そういう中で、彼らの現場と話をする機会があつてもいいのかなと思いました。

もう一つは、やはり地道な返還運動の一つとして、もう少し市民に池子の存在、それから歴史というか、こういう活動について理解をしていただかないと、返還という雰囲気が醸成されるはずはない。知りもしないものに誰が興味を持つか。そういう意味では、もっと市民に利用してもらうことが大事です、PR 活動が事業の中に入っています。具体的に「一緒に学ぼう、池子の歴史」の冊子を配布していますけれど、少しまたマンネリになってきているかなということと、もっと市民の中に入っていって、まずは池子の存在を理解してもらう。今まで長い時間をかけてやってきていますので、次の代に引き継いでいくべく、池子の森が将来逗子市のものになる、あるいは市民がもっと使えるようにするためには、少しずつでも続けていかなければと思います。小学生というお話もありましたけど、子ども達に、池子の存在をもっと理解してもらうのは、次の代に繋がるかもしれませんし、子ども達を通じて子育て世代の親御さん達若い青年層、そういう人達にももしかしたら関心を持ってもらえるかもしれない。その辺の切り口で何かできないかなと思います。PR 活動ということと、共同使用について進めたい。その2点についての意見です。よろしくお願いします。

会 長： 貴重なご意見をありがとうございます。斎藤さん、お願いします。

斎藤委員： 久木小学校の件です。少し古い話になりますが、逗子小学校の文化・教育ゾーンの建て替えの際に、やはり6年間、子ども達は工事の中で過ごさなければいけなかったのです。ところが、建物自体の建て替えは2年間だったので、県の教育委員会も文科省もその6年間という数字を知りませんでした。縦割り行政だったので。そのときに動いたときに私が言われたことが、6年間子ども達が工事の中で過ごさなければいけないという前例は聞いたことがないと。それは問題にならないのですかという話だったのですが、結局それは市全体が文化・教育ゾーンのために、という形になって、子ども達に我慢を強いてしまったという歴史が、実は逗子にはあるのですね。今回私は久木小学校の6年間の計画がどうなっているかわかりませんが、やはりそう

いう子ども達を守るということと、今回一番近い池子の森の共同使用が何らの形でつながるといいと思います。やはり同じ失敗を逗子市民として繰り返すのは嫌だなど、お話を聞きながら思いました。何らかの形で、緑政課だけではなく、教育委員会も含めてアプローチできて、それが市民協との連携みたいなものにも繋がるとすごくいいのではないかなと思いました。以上です。

会 長： ありがとうございます。他にご意見ございますか。矢野さん、お願いします。

矢野委員： 先ほど石井委員から質問されたことで、逗子市の中に米軍の家族がどれだけ住んでいるのか、把握すべきではないかと言われたことにつきまして、私も同感の意見ですので、少し述べさせていただきたいと思います。私の住んでいる町内の何か所かに既に米軍の方がお住いになっています。町内でちょっと話題になっていまして、かなり高額で家を貸せるという話になったり、実際にリフォームをして、かなり立派な家にして、そこに入ってこられる方がいらっしゃいます。これは米軍の側からすれば、多分高級将校だと思うのですけれども。自由に勝手に基地から出て行って住むということは絶対にありえないことなので、米軍の方からすれば、池子の住宅地区もそうでしょうけれども、管理下で逗子の市内の良好な関係の地域があれば、そこに住んでもいいという指導がされ、そういうもとで住んでいると思います。ということは、逗子市の側、直接には私達市民協でも、そのことをきちんと把握できると思いますし、しなければいけないと思っています。私の町内の話で言えば、少しずつ人数も増えているようです。誰がそのような人なのか、それはわかりませんが、車のナンバーがYナンバーであれば、そうなのかな、と私は思っています。そういう推測だけで、済ませてはいけませんから、市民協としても、きちんと把握はしておかなければいけないと思います。以上です。

会 長： ありがとうございます。他にご質問はありますか。はい、里見委員お願いします。

里見委員： 前回の会議からお話しております軍転法について、今回は新年度の第1回ですので、ぜひこの質問をさせていただき、協議会委員の皆さんからご意見をいただいて、協議会として軍転法をどのように位置づけていくのかということについて、そろそろ結論を出すべきでないかという観点から、今回質問をさせていただきます。私はこの返還運動の大黒柱は軍転法にあるとつくづく思っているところです。これについては議事録をずっと拝見させていただきました。軍転法について、いろいろ活発な議論がされております。その中で目についたのが、平成27年の協議会ではかなり活発な議論がされていて、ある委員の方が、こんなに国が強硬ならば、行政訴訟を起こすべきだと、こういう発言をされております。実は私はこれくらいのことをすべきではないかと、裁判には慣れていないと、こういうふうに思っている1人です。それから、平成29年ですけれども、勉強会ということで、軍転法について多くの時間を割いてレクチャーされております。私はかねがね疑問に思っておりました。平成14年5月に、今は亡くなりました大石尚子議員が、衆議院議長宛てに、このときは細田さんでありましたけれども、議員主意書を出しています。逗子市に軍転法を適用すべきであると。翌月の6月に横須賀市出身の総理大臣から細田衆議院議長、そして大石議員のところへ書面で回答が来ました。実は大石議員はこれだけにとどまらず、翌年2月の衆議院

の予算特別委員会でそのときの石破防衛大臣に同じことで食い下がっています。ようやく逗子市は軍港法が適用されるべきだということが官報を通じて全国に知れ渡ったのです。ただ、残念なのは、逗子市との連携が取れていないということなのです。その後具体的にこの協議会と逗子市がどういう運動をしたのか、また大石議員とどう国会議員の方々が連携をしたのかというのが資料を見ても全然わからないのです。これは非常に残念に思います。大石議員は既に亡くなりましたけれども、非常に海軍の歴史に詳しい方で、私は若い頃の先生時代から知っております。こういう方がこれだけの発言をされて、官報にも載せて、全国に周知をされていながら、これが逗子の運動にリンクされていないのは甚だ残念に思います。このときの答弁が未だに要望書の答弁になっているのではないかということです。残念なのは、それに対する協議会なり市が反論できていないということです。これは私達の理論武装ができていないということなのです。毎回、協議会の議事録を見ますと、いろいろな議論がされていますけれども、私が思いますのは、結論を急ぎますと、これだけの協議会での予算規模、それから協議会の開催回数、出席率の低さ、これからすると私はですね、この協議会の中で、軍転法について結論を出すというのは、これ以上の進展はないと思っています。そこで、もう少し権限のある市の公的な立場である事務局長がおられる基地対策特別委員会、会長がおられる市議会に、財政的にも公的な地位のある方々が集まって、本当に逗子市ができてから、この返還運動に対する軍転法の適用を言っていることが不条理なのかどうかということを、私はこの機会に、学識経験者なりそういう方々に一度聞いてみたらどうかと思っています。

そして、大変不幸な時期、歴史の皮肉だと私は思うのです。昭和 25 年の 3 月から 7 月までの間、軍転法の制定と、横須賀市から逗子町の分離、同じときに住民投票がされている。ただ、こういう住民投票をやったということを私達の親に聞ける年代は、私達がもう最後なのです。確かに覚えているのです。あのとき、6 月 4 日は参議院選挙の投票日に合わせて、軍転法の住民投票があったよと。ただそれと、横須賀市から分離する 5 月の住民投票がどちらだったかというのは、年を重ねると、定かではない。けれども、きちんとそれらを伝え聞く年代は私達がもう最後だと思っています。言っていることが、本当に不条理なことなのかどうかということ、ぜひここはですね、公的な権限と地位と、財政的裏づけのあるお立場の皆さん方がきちんと見解を統一していただくことだと思います。それからもう一点、私は親から聞いたのですけれども、このときに、青森県のむつ、当時は下北郡の大湊は横須賀鎮守府の管轄下でありました。従って横須賀市と 4 市が連名で、軍転法を制定するときに、大湊はぜひとも入れてくれと懇願したそうです。さらに加えて鹿児島県の鹿屋も懇願したそうです。横須賀市からむつ、現在の大湊は遠いですが、私達はこの法律が制定された 6 月 28 日は横須賀市民であります。これを適用されていたわけです。それなのに 3 日後の地方自治法によって逗子市が横須賀市ではなくなったため、軍転法の適用もなくなりました。地方自治法、これは小学校 5 年生で教えることです。これだけ言われて、それに対する具体的な反論ができていない。協議会の中ではいろいろな委員の方が、任期制でありますけれども、いろんなご議論を活発化されておりますけれども、私はこの協議会

では無理だと思っています。ぜひそういった意味では、私達が訴えていることが本当に不条理なのかどうか、そろそろ結論を出していただきたい。仮にこれがきちんとしているのであれば、私はやはり返還運動の大黒柱にするべきだと思います。甚だ残念なのは、横須賀市の長井の海の手公園、今はソレイユの丘として立派なテーマパークになりました。そして最近では横須賀市大矢部にまたがる大矢部弾薬庫ですね。あれは森崎団地という横須賀一の住宅地の下に広がっている広大な土地です。あれは軍転法により、無償譲渡が決定されました。私は本当に悔しい思いをしている1人です。軍転法の適用があれば、もう少し違った返還運動ができたのではないかと考えています。私はこの大黒柱を外すべきではないと。この考え方に立ってぜひ協議会の委員の皆さんに活発なご議論をいただければと考えております。以上です。

会 長： はい、ありがとうございます。この軍転法については、この協議会でも議論がされてきているということは、私も承知をしているところでございます。なかなか今この場で意見を聴取して結論に導く、というのは非常に難しいと思いますので、里見さんのご意見はここで伺いをしておきますけれど、これについてもまた別の機会を得て、話ができることがあれば、事務局と相談させていただきます。新しい委員さんもしらっしゃって、軍転法等もご理解されていない方もいらっしゃるかもしれませんので、それは一旦意見としてお聞きをしておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

里見委員： はい。

会 長： 他にご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。他になれば、本件につきましてお諮りいたします。いろいろと皆さんから活発なご意見をいただきました。今後の活動につきましてはいただきましたご意見を踏まえ、修正については私と事務局に一任をしていただきたいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

会 長： ご異議ないものと認め、議題2「令和6年度事業計画(案)、収入支出予算書(案)及び年間活動スケジュール(案)について」は、以上のとおり決定いたします。

会 長： それでは、続きまして議題3「その他」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 今ご承認をいただきました年間スケジュールで、今日の時点で何日ということがお伝えできないのですが、5月の研修会が昨年中止になってしまったということがございますので、もう1回ホテルの観察会を行ってみようということで、5月のおそらく20日過ぎかなと思っております。現時点で何日ということが蜚に聞いてみないといつ出るのか分からないということもありますので、確認をしてから連絡をさせていただきたいと思います。市民向けに募集をするということもありますし、その日とは、別の日という形で思っておりますので、また周知させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会 長： はい、ありがとうございます。それでは本日の会議はこれをもって終了いたします。ありがとうございました。

閉 会

— 以 上 —